

農地等の転用には許可が必要です

みんなの力で

無断転用をなくしましょう！

転用制限の例外

「農地」は、農家の財産という面のほかに、農業の基盤という社会的な役割もついています。この農地が無断転用などで蚕食されたりすると、地域の農業や農村を健全に築いていくことができなくなります。

用（違反転用）をなくしていこうというものです。

もちろん、無断転用には厳しい罰則もありますが、大事なことは地域の農家の皆さんが力をあわせて、早期にこうした芽をつみ、地域の農地を守っていくことが大切です。

許可手続きの方法

近の二十五年間に、全農地の一割を超える約六十八万ヘクタールが減り、耕地の利用率も低くなり、遊休農地も増える傾向にあります。そこで、農業委員会の系統組織では今、「農地を守り有効利用する運動」を全国で進めています。その重要な柱の一つが、「無断転用をなくす」取り組みです。

自分名義の農地を自分が転用する場合は、農地法第四条の許可が必要です。また、農地を売買したり、貸借したりして転用する場合は、その農地所有者と転用する人の双方連名により農地法第五条の許可が必要です。

農業者が耕作する他の農地の保全もしくは利用増進のため、または、農地（二アール未満に限り）を農作物の育成もしくは養畜のための農業用施設用地（農舎、畜舎等）にその農地を使用する権利者が転用するときは、この農地法に基づく農地転用の許可を得る必要はありませんが、農業委員会へ農業用施設設置届出書の提出が必要です。

農地法では、優良農地を守るために、農地を農地以外の目的（宅地、駐車場、店舗、山林等）で使用したい、または借りたい、買いたいときは、農業委員会経由で農地転用の許可申請を行い、県知事の許可、または農林水産大臣の許可が必要になっていきます。この許可を受けない無断転

前に、農用地より除外する手続きが必要となりますので、早めに役場（産業振興課 農産係）へ相談してください。



畑地造成は届出をしましょう

農家が農地（水田）を有効利用する目的で水田を埋め立てて畑地に造成し耕作することは、農地法上何ら制限を受けません。しかし、その造成工事にあたり、はたから見ると農地転用（宅地造成等）を目的とする埋立工事と見分けがつかない場合があります。（農地転用目的であれば、県知事、または農林水産大臣の許可が必要です）

そこで、農業委員会では畑地造成にあたり、「水田埋立届出書」を提出いただいております。

農地法による許可申請書の締切りは毎月25日までです

農業委員会は、原則として毎月開催されます。所有権移転、農地転用、農業者年金受給の経営移譲等の手続きを必要とされる方は、毎月二十五日までに許可申請書を提出してください。

松くい虫伐倒駆除にご協力を！！

本町では、林家の貴重な財産である松林を松くい虫の被害から守るため、昭和53年度より、被害木の伐倒駆除と併せて被害を未然に防ぐため、ヘリコプターによる薬剤散布を行っています。しかし、被害の皆滅までにはいたっていません。

伐倒駆除は、9月下旬から翌年の2月末までの間に行う事業で、被害木を伐倒して薬剤を散布し、木の中の松くい虫を駆除するものです。

今年も9月下旬より、森林組合の伐倒班による伐倒駆除を町内全域にわたって行います。被害木を了解なしで伐倒することもあります。趣旨をご理解いただき協力くださるようお願いいたします。

なお、被害木でありながら伐倒するとお困りの場合や意見・質問は、森林組合または役場林務係へお寄せください。



松くい虫駆除推進強調月間10月1日～31日